

## 第 117 回 全国健康保険協会千葉支部評議会概要報告

開催日	令和 3 年 3 月 3 日 (水) ～令和 3 年 3 月 22 日 (月)
開催場所	書面審議により開催 ※3月2日に関係書類送付、3月22日に意見書締切。
出席者	飯田評議員、小賀野評議員、椎名評議員、鈴木評議員、中野評議員 萩原評議員、宮本評議員、米山評議員 (五十音順)
議題	1. 令和 3 年度千葉支部行動計画について<報告事項> 2. 令和 3 年度千葉支部広報計画について<報告事項> 3. その他
議事概要 (主な意見等)	<p><b>1. 令和 3 年度千葉支部行動計画について&lt;報告事項&gt;</b></p> <p>■資料 1-1: 令和 3 年度千葉支部行動計画 ■資料 1-2: 令和 3 年度事業計画 (千葉支部)</p> <p><u>主な意見・質問等</u></p> <p>【被保険者代表】 資料 1-1・12 ページ「9.オンライン資格確認の円滑な実施」について、事業所の現場ではほとんど知られていないので中途半端な制度で終わらぬよう「わかりやすい情報発信」をお願いしたい。</p> <p>⇒マイナンバーカードが健康保険証として利用できることで、資格 (加入状況) 確認や高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除される。さらに、特定健診情報を活用した健康管理や所得税の確定申告時に医療費情報を確認できるようになるなど、加入者にとって利便性も高まるため、チラシやホームページ、メールマガジン等の各種広報媒体にてわかりやすい記事を作成し、広く周知を図る予定。(詳細は「別紙 1」を参照)</p> <p>ただし、マイナンバーカードだけでは受診できない医療機関・薬局が 6 割を超えていること、データ不備等により令和 3 年 3 月下旬からの本格運用予定が延期されたことなど状況を注視しながら広報を実施する。</p> <p><b>2. 令和 3 年度千葉支部広報計画について&lt;報告事項&gt;</b></p> <p>■資料 2: 令和 3 年度千葉支部広報計画</p> <p><u>主な意見・質問等</u></p> <p>【被保険者代表】 若者に伝える手段として YouTube を活用した方がよい。</p>

⇒これまで千葉支部ではジェネリック医薬品についての動画を YouTube にアップしている。  
今後、本部において YouTube 等の動画を活用した広報を計画しており、千葉支部においてはその動画等を活用しつつ、地域の実情や時機に応じた広報を展開していきたい。

### 3. その他

■参考資料： 令和 3 年度保険料率広報スケジュール

#### 主な意見・質問等

##### 【学識経験者】

成人になって身近な存在となる様々な社会制度について、小・中・高・大の学校教育と連携した取組が銀行や生命保険、税務行政などで見られる。今後、健康保険についても制度の維持に向けて教育現場との連携を働きかけることを検討してほしい。

⇒若年層に理解を深めていくことは、制度を維持していくうえで重要であることから、今後、教育機関との連携を含め、検討したい。

なお、千葉支部では健康づくりを目的とした「喫煙防止教室」を小・中学校向けに実施<sup>\*</sup>している。

<sup>\*</sup>平成 30 年度…平成 30 年 1 1 月～平成 31 年 3 月にかけて、5 校（448 人）実施。

令和 元年度…実施なし。

令和 2 年度…令和 2 年 1 1 月に実施について打診あり。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面及びオンライン開催を検討したが会場の環境等が整わず、実施見合わせ。

##### 【被保険者代表】

ワクチンの接種を職場でも行えるよう、健保単位で何か行えないか。

⇒ワクチン接種は国の主導で都道府県及び市区町村が実施している状況である。協会けんぽにおいては要請があれば協力する体制を整えたい。

特 記 事 項

・ 次回は令和 3 年 7 月開催予定。

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】  
従業員の方々へご案内いたしますよう、お願いいたします。

別紙 1

# 2021年3月 から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



## 1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

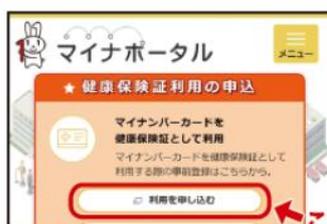
カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



## 2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある  
電子証明書により医療保険の資格をオン  
ラインで確認します。

## 利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として  
利用するためには、申込が必要です。利用  
の申込は、マイナポータル\*でできます。

(\*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や  
オンライン申請がワンストップでできたり、行政から  
のお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

ここをクリック!



## どんないいことが? 6つのメリット

### POINT1 健康保険証として ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、  
引越しても保険証の切替えを待たずに  
カードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

### POINT2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療  
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の  
受付における事務処理の効率化が期待でき  
ます。



### POINT3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度  
における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

### POINT4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から  
自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から  
自分の薬剤情報を確認できるようになります。  
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期  
が異なります。

本人が同意をすれば、初めての  
医療機関等でも、今までに  
使った薬剤情報や特定健診情  
報が医師等と共有できます。



### POINT5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、  
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな  
がります。



### POINT6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報  
を確認できるようになります(2021年10月予定)。  
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費  
控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入  
力が可能になります。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順に進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30